

晴れ渡った空のような 穏やかな日常の支えになりたい

私たちは、地元である湘南を拠点とし、それぞれの得意分野を生かしながら総合的で質の高いリーガルサービスを提供することを目的として、当事務所を設立いたしました。

「清和」には、“空が晴れてのどかなこと”“世の中が良く治まつていて穏やかなさま”という意味があります。事務所名には、ご依頼者の方々に穏やかな日常を送って頂きたい、事務所を出たときには晴れやかな気持ちになって頂きたいという3人の共通した思いを込めました。

悩みや不安を抱えた方、日々経営努力を重ねて奮闘されている経営者の方、そういった方々に法律面からのサポートを行い、その権利を護り、利益を実現すること、そして、弁護士としての社会的な活動を通じて人や社会に貢献していくことが私たちの目標です。

また、当事務所は、最上階にコンサートホールを備えた湘南朝日ビルの一画に開設いたしました。光を取り入れる大きな窓と木を基調とした内装により、穏やかな日常を感じていただけるよう工夫いたしました。法律事務所は初めてだとう方も、ぜひ一度お立寄りください。

今後とも、私たち清和総合法律事務所をよろしくお願い申し上げます。

2015年1月吉日

清和総合法律事務所 弁護士一同



弁護士 服部功志

HATTORI KOJI



東京のすずかけ法律事務所で6年間経験を積み、この度生まれ育った湘南に戻って法律事務所を開設することになりました。相模湾と富士山を望む美しい景色に包まれ、家族や親しい友人の住むこの地で第二の弁護士人生をスタートができることに心から喜びを感じています。

これまで東京を中心に、医療事故・交通事故・土地建物を巡る紛争・債権回収などの民事事件、離婚・相続・遺言などの家事事件、寺院や中小企業の顧問、刑事事件など数多くの分野を経験する傍ら、医療問題弁護団や薬害肝炎全国弁護団に所属して医療・薬害分野の人権課題に取り組んできました。

今後も特定分野に偏ることなく幅広いご相談に対応できるよう努力を重ねるとともに、地元出身弁護士として地域に貢献できる取り組みを広げていければと思います。

「正義なき力は暴力なり、力なき正義は無力なり」という言葉があります。無力だった私自身の若い頃の苦い経験から、社会の理不尽に対して恐れることなく立ち向かって生きていきたいと思い、法律家を目指しました。初心を忘れることなく、弁護士として依頼者や社会に対して責任を持ち、力なき正義のために知恵と勇気を与える存在でありたいと考えています。

弁護士 岸本寛之

KISHIMOTO HIROYUKI



もしも

何かあったときは頼むね」と声をかけていただくことがあります。もちろん、実際に何かあったときには尽力いたしますが、それは適切な事前の対応により回避できるものか

もしも

私は、企業の予防法務に精通された松家里明先生の下で7年間経験を積み、小売業、商社・卸売業、製造業、不動産業、介護・福祉、医療、IT業、建設業、金融等の企業や個人の方々からのご相談に対応して参りました。

紛争対応は、風邪と同じように、普段から予防を心がけることが重要です。これまで、紛争を未然に防ぎ、万一のときにもこじらせずに解決できるよう注力してきましたが、ご依頼者と弁護士が気兼ねなく連絡を取り合える関係を作ることも予防のために大事なことの1つです。

このたび開設いたしました当事務所においても、ご相談しやすい雰囲気作りを心がけ、ご依頼者の方々に安心をお届けしたいと思っております。法務部門は設けていないが法的な検討事項を抱えた企業の方や法律的な不安を抱えた個人の方は、抱え込まずにお気軽にご相談ください。

「会社のことでも、個人的なことでも、何でも気軽に相談できる身近な弁護士」と思ってもらえる存在になれた幸いです。

弁護士 永倉嘉行

NAGAKURA YOSHIYUKI



弁護士を始めて42年が経過しましたが、たくさんの依頼者から感謝をされることを楽しみに仕事をしてきました。30年間、40年間、毎年欠かさずお中元、お歳暮を送って下さる依頼者がたくさんいます。弁護士冥利に尽きるというものです。

私事ですが、平成26年12月1日をもって、生まれ育った藤沢市片瀬の常立寺住職に就任しました。それに伴い、この度地元藤沢に新事務所を開設することになりました。弁護士と僧侶の二足のわらじを履き、新しい気持ちで再出発したいと考えています。

私の人生訓は「他者のために生きよ」です。大乗仏教の菩薩道の精神です。徹底的な自己犠牲の信念です。弁護士が守るべきは、依頼者の利益であって、依頼者の利益を守るためににはいかなる犠牲をも甘んじて受けるという精神を持つべきだと思います。自己満足と言われるかもしれませんのが、徹底的に依頼者の利益を守ることによって、自らが菩薩の道に入ることができるのです。

あと何年現役を続けられるか分かりませんが、これからも菩薩道としての弁護士業を実践してゆくつもりです。



清和総合法律事務所 SEIWA LAW OFFICE

個人のご相談

医療事故 交通事故 不動産問題
離婚問題 遺言・相続問題
労働問題等の一般民事事件全般 刑事事件

企業のご相談

企業運営に関わる契約書作成・締結サポート
債権管理 労務管理 クレーム対応などの紛争対応
法令遵守体制の整備、その他企業法務全般

寺院の法律顧問など

〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢575-10湘南朝日ビル3階1号室

TEL 0466-47-2255

電話受付時間 9:30~17:30

FAX 0466-47-2650

WEBページもご覧ください

<http://www.seiwalaw.jp>

《交通機関》

- JR東海道線藤沢駅北口から 徒歩3分
- 小田急線藤沢駅から 徒歩4分 ●江ノ島電鉄藤沢駅から 徒歩6分



清和総合法律事務所 SEIWA LAW OFFICE

2015.1
事務所開設
記念号